

令和7年度 建設工事競争入札参加者資格・格付認定基準

格付(等級)の認定は、高知県建設業者経営事項審査の総合評定値を基にして定める。

1. 土木一式工事・舗装工事における等級、点数の範囲および指名する金額の範囲

等級	点数の範囲		指名する金額の範囲
	町内業者	町外業者	
A	700点以上	870点以上	町の発注する工事で6千万円以上のもの。 ただし6千万円未満も可。
B	600点以上 700点未満	750点以上 870点未満	町の発注する工事で3千6百万円以上、6千万円未満のもの。 ただし3千6百万円未満も可。
C	500点以上 600点未満	600点以上 750点未満	町の発注する工事で1千2百万円以上、3千6百万円未満のもの。 ただし1千2百万円未満も可。
D	500点未満	600点未満	町の発注する工事で1千2百万円未満のもの。

※点数は高知県建設業者経営事項審査の総合評定値である。

2. 建築工事における等級、点数の範囲および指名する金額の範囲

等級	点数の範囲		指名する金額の範囲
	町内業者	町外業者	
A	600点以上	700点以上	町の発注する工事で1億2千万円以上のもの。 ただし1億2千万円未満も可。
B	300点以上 600点未満	400点以上 700点未満	町の発注する工事で6千万円以上、1億2千万円未満のもの。 ただし6千万円未満も可。
C	100点以上 300点未満	200点以上 400点未満	町の発注する工事で2千4百万円以上、6千万円未満のもの。 ただし2千4百万円未満も可。
D	100点未満	200点未満	町の発注する工事で2千4百万円未満のもの。

※点数は高知県建設業者経営事項審査の総合評定値である。

なお、給水工事については越知町水道工事指定業者規程を適用する。

3. その他の工事

発注物件の事業費等により、その都度町長が決定する。